

国立大学法人筑波大学研究公正規則

〔平成19年1月18日〕
法人規則第1号

国立大学法人筑波大学研究公正規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 研究公正体制（第3条 - 第7条）
- 第3章 教育研修（第8条）
- 第4章 申立て及び調査（第9条 - 第25条）
- 第5章 雑則（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における研究上の不正行為を防止するために必要な事項を定め、もって法人における研究の公正な推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 法人の役員及び職員（法人の業務を行う者であって法人の役員及び職員以外のものを含む。）並びに筑波大学の学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生を含む。）をいう。
- (2) 研究者 職員等のうち、研究に従事している者をいう。
- (3) 研究不正行為 研究者（研究者であった者を含む。）が行った次のア又はイのいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によるものとみなされるものを除く。）をいう。

ア 研究の提案、実行、見直し又は成果報告におけるデータその他研究結果の捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究資料、研究機器、研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。）

イ アに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録

等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む。)

第2章 研究公正体制

(研究公正管理者)

第3条 法人に、研究者倫理の向上及び研究不正行為の防止に関する業務を管理させるため、研究公正管理者を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

(研究公正委員会)

第4条 法人に、研究不正行為に対処し、研究の公正な推進を図るため、研究公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究の公正な推進のための教育研修の企画
- (2) 第15条及び第19条に規定する申立ての処理
- (3) その他研究の公正な推進に関する重要事項の審議

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 教育を担当する副学長
- (3) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第21条第3号又は第4号の委員のうちから教育研究評議会から推薦された者 2人
- (4) その他学長が指名する者 若干人

2 前項に規定する委員のほか、学長が委嘱する有識者若干人を委員に加えることができる。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(委員会の委員の任期)

第7条 第5条第1項第4号及び第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

第3章 教育研修

(教育研修)

第8条 研究公正管理者は、研究者に対し、研究者の倫理の向上を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

2 教育研究組織の長は、前項の教育研修に協力しなければならない。

第4章 申立て及び調査

(申立窓口)

第9条 法人に、研究不正行為を防止するために、研究不正行為に関する申立ての対応を行う申立窓口を置く。

2 前項の申立窓口に、研究不正行為に関する申立ての適切な管理のため、申立受付担当者を置く。

(研究不正行為に関する申立て)

第10条 研究不正行為の可能性があると思料する者は、何人も、前条第1項に規定する申立窓口に申立てを行うことができる。

(申立者の責務)

第11条 前条による申立てをしようとする者(以下「申立者」という。)は、顕名により、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由を示して申立てを行わなければならない。

2 前条による申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(申立ての受理等)

第12条 申立受付担当者は、第10条の申立てがあったときは、研究公正管理者に報告するものとする。

2 研究公正管理者は、前項の申立ての報告を受けたときは、その受理又は不受理を決定し、その結果を申立者に通知するものとする。

3 申立受付担当者及び研究公正管理者は、申立者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、申立者の同意を得た場合又は調査に重大な支障を生じる場合は、この限りでない。

(他機関との協力)

第13条 研究公正管理者は、第10条の申立てを処理するに当たり、必要な場合は、他機関に協力を依頼するものとする。

(予備調査委員会の設置等)

第14条 研究公正管理者は、第12条第2項の規定により申立ての受理を決定したときは、関

連する教育研究組織の長又はこれに準ずる者(以下「教育研究組織の長等」という。)に対し、予備調査の実施を指示するものとする。

- 2 研究公正管理者は、第10条の申立てがない場合であっても、相当の信頼性のある情報に基づき研究不正行為があると疑われる場合は、教育研究組織の長等に対し予備調査の実施を指示することができる。
- 3 教育研究組織の長等は、前2項の指示を受けた場合は、速やかに予備調査委員会を設置し、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面にに基づき、研究不正行為が行われた可能性等について調査しなければならない。
- 4 予備調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 当該教育研究組織の長等
 - (2) その他当該教育研究組織の長等が指名した者 若干人
- 5 予備調査委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。
- 6 調査対象の研究者等(以下「対象研究者」という。)及び申立者は、予備調査委員会の委員となることはできない。
- 7 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、対象研究者に対し事情聴取を行うことができる。
- 8 予備調査委員会は、予備調査を実施した場合には、原則として申立ての受理の日から30日以内に、当該調査の結果を研究公正管理者に報告しなければならない。
- 9 研究公正管理者は、前項の報告を受けたときは、本調査を行うか否かを決定し、対象研究者(第7項の規定により事情聴取を行った場合及び本調査を実施する場合に限る。)及び申立者に通知するものとする。

(本調査)

- 第15条 研究公正管理者は、前条第8項の予備調査の報告に基づき、本調査を行うと決定した場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。
- 2 委員会は、前項の報告を受けたときは、研究公正管理者が本調査を実施すると決定した日から30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始しなければならない。
 - 3 前項の調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 委員会の委員のうち研究公正管理者が指名する者 若干人
 - (2) 関連する教育研究組織の長等
 - (3) 職員等以外の当該研究分野の専門家 若干人
 - (4) その他研究公正管理者が必要と認める者 若干人
 - 4 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 5 第3項第3号の委員の委嘱は、学長が行う。
 - 6 調査委員会は、本調査の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 申立者、対象研究者その他関係者からの証言の聴取
 - (2) 実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の精査
 - (3) 研究報告の原稿又は発表記録等の精査

(4) 対象となる研究資金の精査

(5) その他適正な調査のために必要な事項

- 7 調査委員会は、本調査を行うにあたっては、対象研究者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会は、関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、対象研究者の研究室等調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は関係する機器・資料等の保全を行うことができる。
- 9 調査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究に係る研究費の支出を一時停止することができる。
- 10 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに調査を終了しなければならない。

(対象研究者の説明責任)

第16条 本調査において、対象研究者が研究不正行為は存在しないことを主張する場合には、自己の責任において、当該研究とその論文等の適正性を科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、対象研究者が実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の不存など本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、研究不正行為があったものとみなす。

(調査への職員等の協力義務)

第17条 職員等は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。

(審理及び認定)

第18条 委員会は、第15条の本調査の結果に基づき、研究不正行為の有無及び程度について審理し、認定を行う。

- 2 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づく虚偽のものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 3 委員会は、前2項の認定の結果を学長に報告するとともに、申立者及び対象研究者に通知しなければならない。
- 4 委員会は、前項の報告を行う場合は、第20条に規定する学長が行う措置について意見を述べるることができる。
- 5 研究公正管理者は、調査に当たり他機関に協力を依頼した場合には、委員会の認定の結果を当該機関に通知するものとする。

(異議申立て)

第19条 対象研究者又は申立者は、前条第1項又は第2項の規定による認定の結果に異議があるときは、学長に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内にしなければ

ればならない。

- 3 第1項の異議申立てがあったときは、学長は、当該異議申立てについて、委員会に付託するものとする。
- 4 学長は、前項の付託に係る審議の結果に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果に理由を付して対象研究者又は申立者に通知するものとする。

(措置)

第20条 学長は、第18条第3項の規定による報告(前条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第4項の審議の結果)に基づき、対象研究者に研究不正行為があったと認めるときは、当該研究不正行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 対象研究者に対する法人規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等
- (2) 対象研究者に対する研究費の使用停止及び返還の命令
- (3) 対象研究者に対する関連論文の取下げ等の勧告
- (4) その他対象研究者の研究不正行為の排除及び法人の信頼性回復のために必要な措置

2 学長は、第18条第3項の規定による報告(前条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第4項の審議の結果)に基づき、申立てが悪意に基づく虚偽のものであったと認めるときは、申立者に対し、氏名の公表や法人規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の適切な措置を講じなければならない。

(調査結果の公表)

第21条 学長は、前条の規定による措置のほか、研究不正行為に関与した者の氏名・所属、研究不正行為の内容、調査方法等を原則として公表するものとする。ただし、第10条による申立てがなされる前に取り下げられた論文等において研究不正行為が認められたときは、研究不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

(申立者等の保護)

第22条 研究不正行為に関する申立者及び調査に協力した者は、当該申立てを行ったこと又は調査に協力したことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱い(事実行為を含む。以下同じ。)を受けない。

2 申立者は、申立てを行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申し立てることができる。

(フォローアップ)

第23条 学長は、申立者が前条第1項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、第18条第3項の規定による報告(第19条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第4項の審議の結果)に基づき、研究不正行為がなかったと認めるときは、対象研究

者の教育研究活動の正常化及び研究不正行為がなかったことを関係者に周知するなどの名誉回復のために必要な措置をとるものとする。

(秘密保持義務)

第 2 4 条 研究公正管理者、委員会及び調査委員会の委員並びに申立受付担当者その他第 1 0 条による申立ての処理 (第 1 4 条第 2 項による処理を含む。次条において同じ。) に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第 2 5 条 研究公正管理者、委員会及び調査委員会の委員並びに申立受付担当者は、自らが関係する第 1 0 条による申立ての処理に関与してはならない。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 2 6 条 この法人規則に定めるもののほか、研究不正行為の防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成 1 9 年 1 月 1 8 日から施行する。